

平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 山 野 義 友
(J A S D A Q コード番号 7571)
問 い 合 わ せ 先 取締役専務執行役員
管理本部長 金 木 俊 明
電 話 番 号 0 3 - 3 3 7 6 - 7 8 7 8

株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日付で「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 30 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において役員報酬として決議されました。その後、本制度の詳細内容決定に検討を要する事項が生じたため、当初の信託契約予定日等を変更の上、検討を重ねてまいりましたが、本日開催の取締役会にて、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 456,866 株(平成 29 年 1 月 31 日現在)のうち、108,000 株(10,044,000 円)を資産管理サービス信託銀行株式会社(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (BBT) 導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 29 年 3 月 16 日 (予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 29 年 3 月 16 日 (予定)
- (9) 信託の期間 : 平成 29 年 3 月 16 日 (予定) から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

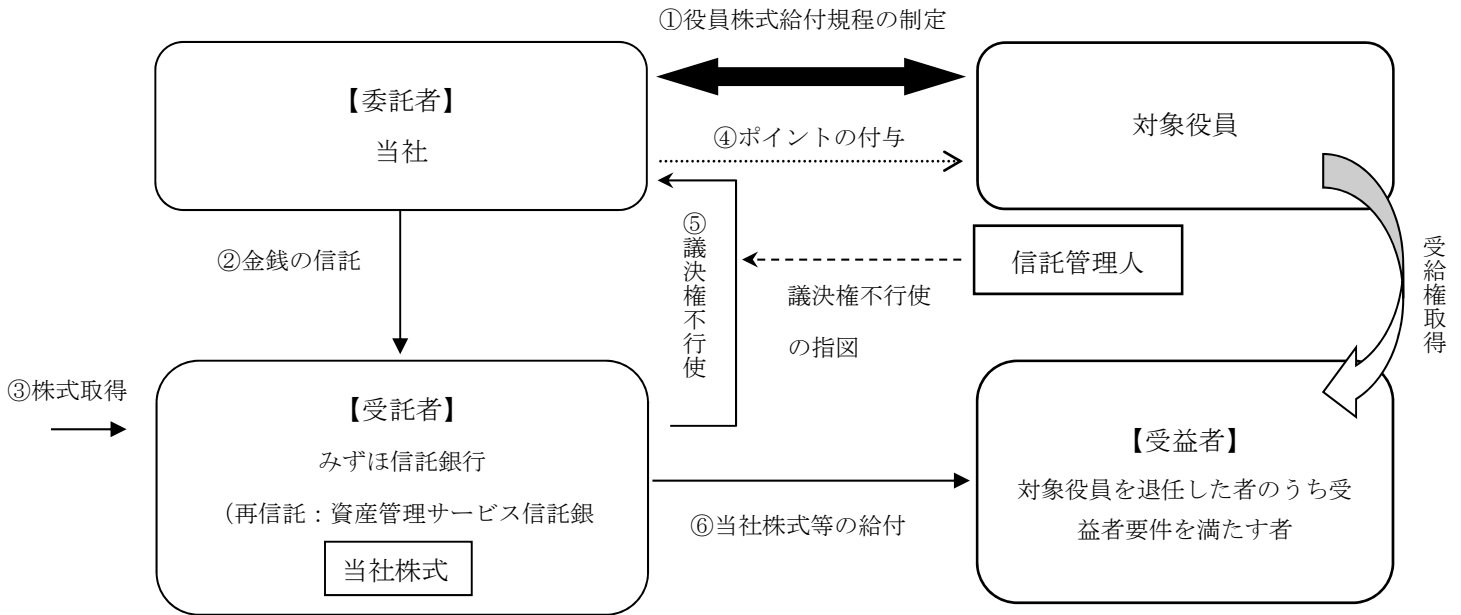
2. 本信託における当初の当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として当初信託する金額 : 10,044,000 円
- (3) 取得株式数 : 108,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 29 年 3 月 16 日 (予定)

平成 28 年 5 月 13 日付「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」にて、当社は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度 (以下「当初対象期間」といいます。) に対応する必要資金として 120 百万円 (うち当社の取締役分として 90 百万円 (うち社外取締役分 5 百万円)) を上限として金銭を拠出し、本信託を設定する旨をお知らせし、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたが、その後、当社を取り巻く経営環境等を踏まえて本制度の詳細内容につき検討を重ねた結果、当初は、上記 (2) のとおりの資金の拠出にとどめ、本信託において上記 (3) の数の株式を取得することといたしました。

なお、かかる当初の当社株式の取得後も、当社において必要かつ適切と判断する場合、当初対象期間につき、120 百万円 (うち当社の取締役分として 90 百万円 (うち社外取締役分 5 百万円)) から上記 (2) の額を控除した額の範囲内において本信託に金銭を追加信託し、本信託が当社株式を取得する可能性があります。かかる追加信託等について現時点で具体的に決定している事実はありませんが、現状、原則として、毎年 1 回、ポイント付与の状況およびその後の見通し等を勘案して、合理的に必要なかつ適切と認める数の株式を本信託が取得するために必要と考えられる額の金銭を追加信託し、当該金銭を原資として本信託が当社株式を取得することを想定しております。今後、追加信託等の詳細につき決定した場合、速やかにお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。